

南都代官辻守誠召状

今度山手銀御赦免之儀_ニ付、申渡御用有之候間、村々より庄屋_ト人宛来_ル廿八日南都御役所江可罷出候、於不参者可為越度者也、

九月二日

辻弥五左衛門_(守誠) 印

十津川

上組
下組
村々

庄屋

年寄